

令和6年度 放課後対策・幼稚園の在り方調査特別委員会 運営方針

1 調査の目的

子どもたちの放課後の居場所及び区立幼稚園の在り方、私立幼稚園等への支援等に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ) 子どもたちの生活・成長・自立の場となる環境の望ましい形を追求する

(内 容)

令和5年4月施行された子ども基本法第3条では、全ての子どもに対し、①基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けることがないようにすること、②適切に療育されること、その生活を保障されるときとともに、健やかな成長・発達・自立のための福祉に係る権利を等しく保障されること、③自己に直接関係する全ての事項に関する意見表明と多様な社会活動に参画する機会が確保されること、④意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮されることが規定されている。

とりわけ療育・生活の保障、健やかな成長・発達・自立のための福祉の保障といった子どもを取り巻く環境整備は、「こどもまんなか すみだ」を標榜する本区として極めて重要な責務であるが、近年の少子化の進行、保護者のニーズの多様化などにより、放課後対策や区立幼稚園等に求められる環境は大きく変化しており、課題が山積している。

このような状況を踏まえ、本委員会では、放課後対策については、前年度の「放課後対策・情緒障害児等支援対策特別委員会」における調査内容を踏まえ、具体的な政策提言につなげていくために引き続き調査・検討を行う。また、利用が大きく減少している区立幼稚園について、保護者や関係者など現場の声を聴き、その求められる役割と意義を明確にした上で、持続可能な在り方を追求していくとともに、私立幼稚園通園世帯への支援についても調査を行うこととする。

3 調査期間及びスケジュール

- | | |
|-------|--|
| 6月中旬 | ・ 特別委員会運営方針（本書）を決定 |
| 7月中旬 | ・ 放課後対策・情緒障害児等支援対策特別委員会における放課後対策に係る調査内容の振り返り |
| | ・ 放課後対策及び区立幼稚園の在り方、私立幼稚園利用者への支援の状況について理事者から説明を聴取し、質疑等を実施 |
| 8月上旬 | ・ 放課後対策及び公立幼稚園の在り方について先進自治体への行政調査実施 |
| 8月～9月 | ・ 放課後事業について現地調査を実施、及び現地での意見交換会を開催 |
| 10月上旬 | ・ 区立幼稚園及び私立幼稚園の保護者等の参考人招致又は意見交換会を2部制で開催 |
| 12月下旬 | ・ これまでの情報を整理し、質疑等を実施 |
| 1月下旬 | ・ 放課後対策及び幼稚園の在り方について各会派等から意見等を聴取し、政策提言の方法等について協議 |
| ↓ | ・ 政策提言の取りまとめ |
| 3月中旬 | ・ 区長等に対する政策提言を実施 |
| 3月下旬 | ・ 本会議において委員会調査報告を実施 |

4 調査の手法等

項 目			実施予定
先進自治体等への行政調査			○
議会基本 条例関連	13条	委員間討議	○
		議事堂以外での委員会開会	○
		区民等との意見交換会等	○
	14条	条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	○
	19条	公聴会及び参考人制度の活用	○
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	
	22条	委員会における研修会	

《概要》

1 先進自治体等への行政調査

放課後対策及び公立幼稚園の在り方について、行政調査を実施する。

【視察先（例）】

- ・兵庫県宝塚市「放課後対策（子ども未来部アフタースクール課の取組）」について
- ・兵庫県神戸市「今後の幼児教育・保育における市立幼稚園について（方針）」について

2 委員間討議

委員会においては積極的な委員間討議を行うとともに、政策提言の取りまとめに当たっては勉強会を開催するなどして、委員会としての合意形成に努めていく。

3 議事堂以外での委員会開会・区民等との意見交換会等・公聴会及び参考人制度の活用

区民等の意見を聴取し調査に生かしていくため、現地での意見交換会、関係者との意見交換会又は参考人招致などを積極的に実施する。

4 条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施

本委員会の調査・検討結果を区政へと反映するため、委員会として政策提言を実施する。政策提言の方法等については、調査・検討内容等を踏まえ、委員会において協議し決定する。

※ 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。